

大阪・関西万博関連イベント「おおいた地域博覧会フェス」運営業務委託仕様書

1 委託業務名

大阪・関西万博関連イベント「おおいた地域博覧会フェス」運営業務委託

2 業務目的

令和7年4月から10月に開催される大阪・関西万博（以下「万博」という。）に多くのインバウンドが来日されることが見込まれており、9月3日から5日には万博会場において、九州7県合同催事を開催し、大分県の温泉・自然・食などを発信することとしている。この機会をとらえ、県内でも万博関連イベントを開催することで、来県した国内外の観光客等に、県内各地の地域資源等の魅力を発信し、県内周遊促進や県産品の販路拡大等につなげることを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和7年11月20日（木）まで

4 開催期間等

期間：令和7年9月20日（土）、9月21日（日）

場所：大分駅前広場（北口）

5 業務内容

（1）以下の内容について、ブース出展等の運営等を行うこと。

① 「大分県地域資源素材集」の紹介ブース

- ・県内各地域が誇る地域資源（物産・農林水産物・観光資源等）を掲載した「大分県地域資源素材集」（県作成。以下「素材集」という。）及びWEBサイトを紹介するブースを設置すること。
- ・素材集の展示及び配布を行うこと。
- ・WEBサイトへ誘導するQRコードを準備すること。

② 地域資源等の展示・飲食・販売ブース

- ・素材集に掲載している地域資源（別添1「大分県地域資源素材集素材一覧」（以下「別添1」という。）や、大阪・関西万博九州7県合同催事（令和7年9月3日（水）から9月5日（金）に万博会場内のEXPOメッセ内にて開催。以下「合同催事」と言う。）の出展コンテンツ、その他地域資源等の展示・飲食・販売等するブースを設置すること。
- ・原則、18市町村の出展ブースを準備すること。
- ・県産品や農林水産物を販売するブースを設置すること。

③ ワークショップ

- ・地域資源等のワークショップブースを設置すること。
- ・②のブース内でワークショップを開催することも可とする。

④ ステージイベント

- ・地域資源等を紹介するステージイベントに関する業務を行うこと。
- ・万博や別添1に関連するキャラクター等の出演を検討すること。

⑤ その他

- ・県内の観光PRブースを設置すること。
- ・県内在住の留学生等が自国の文化や食等を紹介する場を設けるなど、多様性あふれる万博関連イベントらしい趣向を提案すること。

(2) 会場設営・撤去業務

- ・会場の設営・撤去、必要な機材・備品等の調達・搬入出・保管・運搬・設置・調整・必要に応じた修理・返却、会場管理及びそれらに付随する業務を行うこと。

(3) 管理運営・警備・救護業務

- ・会場内の安全確保を図ること。
- ・熱中症対策を万全に行い、救護体制を整えること。

(4) 広報関連業務

- ・SNS等も活用した効果的な広報を展開すること。

(5) 来場者アンケート調査の実施・集計・分析

- ・来場者を対象としたアンケートを実施すること。
- ・アンケート結果を集約し、分析すること。

(6) その他必要な業務

- ・その他事業の準備・実施にあたって必要な全ての業務を実施すること。
- ・事業実施までの工程表及び運営マニュアルを作成すること。
- ・関係機関への許可申請等の手続、必要な保険への加入や支払いなど催事運営に必要な業務を行うこと。

6 成果物の提出

- (1) 事業実施の内容のわかる写真等及びアンケート集計分析結果を記載した報告書を紙媒体で2部及びPDFデータで提出すること。
- (2) 広報物については、ポスター等は現物、SNS広告等はスクリーンショット等、内容のわかるものを提出すること。

7 実施体制

- (1) 企画、打ち合わせや内容変更などに十分かつ迅速に対応できるような体制を整えること。
- (2) 専任の担当者を配置し、委託者との打合等に担当者等を出席させること。また、電話、メール等にて迅速かつ確実な連絡体制をとるとともに、委託者から派遣要請があった場合には、速やかに担当者を派遣すること。

8 留意事項

- (1) 委託業務の実施にあたっては、委託者と緊密に連携しながら業務を実施すること。

- (2) 業務の実施にあたり発生した事故等は、受託者の責任において対処するものとする。
- (3) 事故等により発生した損害は、受託者が負担するものとする。ただし、その損害が委託者の責めに帰する事由により発生したと認めた場合は、その損害は委託者が負担するものとし、その額は委託者と受託者で協議して決定する。
- (4) 契約締結後、この仕様書に記載されていない事項が発生した場合及びこの仕様書について疑義が生じた場合には、別途協議し、変更内容等について決定するものとする。
- (5) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (6) 委託業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守すること。
- (7) 受託者は成果品に使用する全てのものについて必ず著作権等の了承を得て利用すること。第三者の著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- (8) 天災その他経済情勢の激変等により、本イベントが中止となった場合や業務の完了に影響が出た場合は、業務が完了した部分の経費を上限（ただし、契約額以内で、委託者が適切と認める範囲に限る。）に委託料を支払うものとする。
- (9) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部を再委託する場合は、事前に委託者の承諾を得ること。